「5 地域自治システムの構築に向けて

(1)地域自治システムを実現していくために

地域の取組み

- ・地域の人たちが地域のことについて気軽に話し合い、情報共有することができる開かれた場(ラウンドテーブル)を持つ。
- ・これまでの地域の活動をふりかえり、内容や組織運営を改善したり、新しい活動を始めたりすることにより、地域に関心を持つ人(新たな参加者)を増やしていく。

【委員】10人 ※報告書作成部会(◎部会長・○部会員)

行政の取組み

- ・政策大綱や施策、組織体制、文化、職員の意識 など、行政を取り巻く一切を地域起点に変えて いく。
- ・地域の自発性・主体性を引き出すための支援を積極的に行う。
- ・全市一斉に一律の地域自治組織を立ち上げるのではない。

参考

(1)地域自治システム調査検討委員会

【任期】平成21年(2009年)6月10日~平成23年(2011)3月31日

役職		名 前	所 属 (委嘱時)			
	0	相川康子	神戸大学経済経営研究所准教授			
委員長	0	岩崎恭典	四日市大学総合政策学部教授			
		加福共之	千里市民フォーラム理事			
		清水高子	東泉丘小学校評議員(公募市民)			
副委員長	0	直田春夫	(特活)NPO政策研究所理事長			
		中右吉信	豊中連合自治会会長			
	0	中川幾郎	帝塚山大学大学院法政策研究科教授			
		峰岸暁美	(社福)豊中市社会福祉協議会会長			
		山田正典	(社福)アンデルセンてしま保育園理事長			
		渡辺美代子	豊中市公民分館協議会副会長			

(2)検討経過

平成 19 年度

自治基本条例

の施行

市民主権の理念のも

と、地域の課題解決

の取組みは、地域の

特性に応じて市民・

事業者が主体的に担

い、市は必要な施策

を行うこと(=地域

自治の仕組みづく

り)を定める。

20 年度

コミュニティ

基本方針の策定

自治基本条例に定め

る地域自治を実現し

ていくために、五つ

の理念に基づく地域

コミュニティの将来

像と、これからの取

組みの方向を示し

21 年度

地域自治システムの調査検討 中間報告

- 報告
- ・地域自治システムの制度的枠組み等を明らかにする。 ・検討委員会および庁内会議を設置し、調査検討。

22 年度

地域フィールドワーク

地域自治について意見交換し、検討に反映。東丘・上野小学校区で実施。

市民意見交換会

地域の現状や市と地域の役割分担について意見交換

発行: 豊中市政策企画部コミュニティ政策室 平成 23 年(2011 年)2 月(改訂版) 〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚 3-1-1 電話(06)6858-2727 ファクス(06)6858-2667 電子メール community@city.toyonaka.osaka.jp

豊中スタイルの地域自治の仕組みづくり

地域自治システム調査検討報告書のあらまし

豊中をより良いまちに

豊中のまちは、市民のみなさんや 地域の団体、NPO、事業者、行政など さまざまな人たちによって支えられています。 自治基本条例には、さまざまな人たちが力を発 揮し、互いに協働しながら、これからの豊中を より良いまちにするために取り組むこと、市は そのために必要な仕組みを整えることを定めて います。その一つが、地域の人たちが地域 に必要なことを考え、協力して実施し ていく「地域自治」の仕組みです。



どんな仕組みが必要?

市は、委員会を設置し、地域の人たちが地域のことを話し合って決めるための仕組みや、市の支援策などについて、ご検討いただきました。そのあらましをお知らせします。

1 地域自治システム調査検討の意義

地域自治システム構築の目的

セーフティネットの維持

そのために、公共=行政ではない、 新しい公共運営の仕組みをつくる。 位置付け □コミュニティ基本

----- 調査検討の背景

- ・人口減少社会に突入(急速な少子・高齢化)
- ・自治基本条例の制定
- ・コミュニティ基本方針の策定

地域

豊中の地域特性に配慮した 豊中独自の仕組み "豊中スタイル"

の地域自治をめざす

- ・地域の安全、福祉、環境など について話し合い、課題解決 のために協力・連携
- ・そのための合意形成の仕組み をつくる=地域自治組織

市

- ・地域の活動を支援
- ・地域だけでは解決できない課題に、全市的に取組む

地域の状況に応じて、段階的に地域自治組織をつくっていく(全市一斉・一律の組織化ではない)

基本原則

- ・住民の主体的な動きを尊重し、「住民による住民のための住民の組織」をつくる。
- ・住民が自ら決めることを尊重。その決定過程は透明性が高く、公開されていること。
- ・不参加者や異論を持つ少数者に対しても配慮を怠らないこと。

2 地域自治組織のあり方

(1)地域自治組織とは

- 〇その地域の住民を代表し、地域の福利向上をめざして地域課題を解決し、望ましい地域をつくっていく ために設立する、住民による、住民のための、住民の組織。
- ○地域の人たちが、地域の課題について考え、話し合って、取組み方法などを決める場となる。

メリット

- ・地域内の連携により、効果的に活動できる。
- ・地域ニーズに対応した活動に取り組める。
- ・地域のことは地域で決めることができる。
- ・各団体の事務や役員の負担を軽減できる。など

デメリット(課題)

- ・新しい仕組みであるため分かりにくく、理解を 得るのに時間がかかる。
- ・設立には地域の努力が必要(形式的に組織をつくっただけではメリットを生み出せない)。

|3 行政の組織体制

(1)地域担当職員の配置

- 〇市域を4分割し、1ブロックに2~3人を配置。
- ○将来、地域自治組織の設立が一定進んだ段階で体制を見直し。

(2) 行政に求められる変革

- ○職員が地域活動や地域自治について理解を深める。
- 〇地域に関する情報を積極的に収集・提供し、情報共有することに より、関係課と地域担当職員が連携して地域課題に対応する。
- ○組織体制や施策・事業等、すべてを地域自治の視点から見直す。

地域担当職員の役割

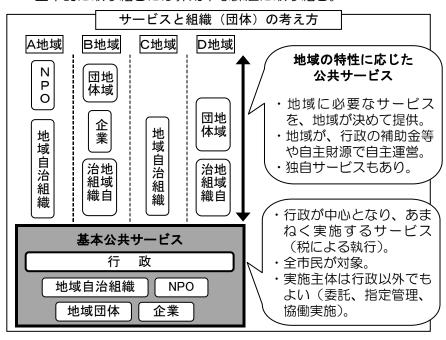
- ・地域団体の実態把握、地域に 関わる情報の収集・提供
- ・地域自治組織の設立に向けた 支援(ラウンドテーブル等の 地域の取組み支援)
- ・関係部課との連絡調整・コー ディネート など

(2)地域自治組織の設立・運営

根拠	法的根拠の整備が必要。				
設立	住民が自発的・自主的に設立。少なくとも自治会、公				
	民分館、校区福祉委員会が参画していること。				
規約	開かれた民主的な運営のルールを定める。				
構成員	地域に住む人、学ぶ人、働く人の誰もが参加できる。				
範域	原則小学校区。一つの範域に一つの組織。				
会計	透明性の確保。住民への説明責任を果たす。				
意思決定	事案の重要度に応じて、合意形成の方法を工夫。				

(3)地域自治組織の役割

- ○地域のさまざまな団体の連絡・相互協力・連携の調整を行う。
- 〇地域ニーズを把握し、地域の課題を見出すことにより、地域の特性 に応じた公共サービスを提供する(下図)。
- ○地域を代表する、市との連絡調整・協働の窓口となる。
- ○基礎的コミュニティ組織(自治会等)の規模では実施困難で、かつ 全市的に取り組むには非効率な課題に取り組む。



地域自治システムの全体像(イメージ) 地域(地域自治組織) 市 校区福祉委員会 部 防犯協議会 老人クラブ 課 地域担当職員 地域と市をつなぐ窓口 課 協働 NPO 自治会 意思決定機関 課 連携 総括事務局 (総会・運営委員会) 連携 課 (コミュニティ政策室) こども会 実行機関 課 住民 プロジェクトチーム (活動部会) ※各部に 課 PTA 設置 ※複数の課が連携し 課 て取り組む必要が 参画 ある時に結成し、 課 公民分館 各種地域団体等 誰もが参加できる 協議する。 開かれた場 自主防災組織 (ラウンドテーブル)

4 地域自治組織の設立と行政支援のあり方

(1)行政支援のあり方

○一斉・一律ではない、地域の多様性に応じた柔軟な支援メニューを用意。 ○支援・被支援ではない対等な関係を築き、地域自治組織の成長を促す。

(2)地域コミュニティの活性化に向けた補助金等のあり方

- ○地域団体への補助金等の包括化や、新規の予算措置の検討が必要。
- ○地域にとって使いやすい補助金等に(使途の柔軟性、積立など)。

(3)地域自治組織の経費と財源

- 〇財源は寄付金、賛助会費、参加団体からの分担金、自主事業収入、行政か らの補助金・交付金・委託料など。
- ○予算は原則として地域づくり計画に基づき、開かれた場で民主的に決定。

(4)段階ごとの地域の活動と行政の支援・活動(概要)

(一) 校間しこの心域の石刻と11枚の文法・石刻(陳女)											
初動期(段階1)	設立準備期(段階2)		地域自治組織(段階3)								
地域の活動			(設立	期) (安定期)							
情報共有(ホームページ作成、地域総合情報紙の発行など)											
ラウンドテーブルの開催											
	地域カルテの作成・更新										
		地域づくりビジ	ン作成	地域づくり計画作成・実施	>						
行政の支援											
市民への周知、情報提供・相談・助言											
地域連携の働きかけ(学習会、フォー	-ラムなど)、ア	ドバイザー	-等の専門家派遣	>						
地域の取組みへの財政	攻的支援			包括的補助金·交付金	>						
地域と行政の協働				パートナーシップ協議会							
委託事業•協働事業	、地域の意見	を施策・事業等	手に反映								